

平成30年9月／31年4月入学

## 慶應義塾大学大学院入学試験問題

法務研究科

# 小論文試験

- 注 意
1. 指示があるまで開かないこと。
  2. この冊子は、問題用紙・メモ用紙を含めて16頁ある。試験開始後ただちに落丁、乱丁等の有無を確認し、異常がある場合にはただちに監督者に申し出ること。14・15・16頁はメモ用紙である。
  3. 受験番号（2箇所）と氏名は、解答用紙（表）上のそれぞれ指定された箇所に必ず記入すること。
  4. 解答用紙の※を記した空欄内には何も書いてはいけない。
  5. 答えは横書きとし、解答用紙（表）の左上から、小問ごとに順次、1マスに1字ずつ書き進めること。
  6. 答えは、黒インクの万年筆またはボールペンで書くこと。下書きの必要があれば、メモ用紙を利用し、解答用紙を下書きに用いてはならない。
  7. 注意に従わずに書かれた答え、乱雑に書かれた答え、解答者の特定が可能な答えはこれを無効とすることがある。

## 【問題】

以下の問題文を読み，それに続く〔問1〕および〔問2〕に答えなさい。

### 【問1】

問題文の筆者は，同じ論文の中の本問題文には引用されていない部分で，「新自由主義を19世紀的な自由主義への復帰として理解し，新自由主義的国家の役割を「大きな政府から小さな政府への転換」として位置づける見方は，新自由主義の本質を見誤っている。」と述べている。その理由について，問題文を踏まえて説明しなさい（600字以上，800字以下）。

### 【問2】

シカゴ学派\*は，ハイエクの体系が孕<sup>はら</sup>んでいたというどのような問題を，どのようにして解決しようとしたのかについて，問題文全体を踏まえて説明しなさい。また，そのうえで，その「解決」に対するあなた自身の意見を述べなさい（1,000字以上，1,300字以下）。

(\*作問者注： シカゴ大学経済学部を中心に形成された，新自由主義を標榜する経済学派の一つ。)

## 〔問題文〕

デヴィッド・ハーヴェイは新自由主義の理論と実践の総体を歴史的に検討した『新自由主義 その歴史的展開と現在』（原題『新自由主義小史』）のなかで、「未来の歴史家は、1978～80年を、世界の社会経済史における革命的な転換点とみなすかもしれない」と述べている。彼が1978～80年を歴史的な転換点と位置づけるのは、この時期が、サッチャー政権やレーガン政権の政策を通じて新自由主義が経済、国家、福祉や教育などの社会的領域、思考様式において支配的になる画期となったからである。しかし、この時期とそれにつづく1980年代および1990年代に実行に移された規制緩和、民営化、市場化、金融化といった新自由主義的経済政策に注目するだけでは、新自由主義国家の性格が「小さな政府」と国家の規制から解放された19世紀的な「自由放任」の政策であるかのように見えてくる。

だが小さな政府を印象づける新自由主義は、実際には社会政策や移民統治、治安や国際紛争においてしばしば「強い国家」として介入するのであって、新自由主義における小さな政府と強い国家とのズレをいかに説明するか、という問題が現代国家論の重要な論点になるのである。ハーヴェイも上記の本のなかで、「理論における新自由主義国家」（個人的自由の条件としての市場秩序）と「実践における新自由主義国家」（国家介入による資本の階級的権力の回復）とのギャップを指摘しているが、このギャップは理論的に解明されないまま放置されている。

このギャップを解明するには、ハーヴェイもその趣意書を引用している、アメリカ、ドイツ、フランス、イギリスの経済学者、歴史家、哲学者がハイエクの呼びかけによって集まったモンペルラン協会設立会議（1947）における討議、さらには、新自由主義に関する最初の国際会議となったリップマン・シンポジウム（1938）の記録と宣言、そして、ドイツにおけるナチス支配の経験を総括することを通して1930年代に初めて新自由主義の概念を導き出したオールド（秩序）自由主義において、国家とその介入の原理がいかに導き出されたか、を検討する必要がある。ケインズ主義的国家介入を拒絶し新自由主義を浮揚させた1978～80年の転換期に、大きな政府から小さな政府への移行が生じたのではなく、国家の介入の原理が根本的に変化したのである。

ハーヴェイは、モンペルラン協会の創立宣言の前書きの一部を引用して、そこに個人的自由の理念と自由市場原理への信奉を読み取っている。だが、モンペルラン協会によって資本主義の病理の解決策として提唱された新自由主義の理念と目標が、国家の介入は市場の原理・競争の原理によって監視・誘導されねばならないこと、有効に機能する市場経済は自生的に生まれるのではなく国家の強い介入によって創出されるべき到達目標として設定されていること、を見逃している。

<中略>

リップマン・シンポジウムは、フランスの哲学者ルージェエがリップマンの『良き社会』のフランス語版の刊行を記念して、1938年の8月26日から30日までの5日間にわたり、自由主義再生のための条件と課題を明確化するために主宰した国際的シンポジウムである。アメリカのリップマン、リュエフやルージェエ、レイモン・アロンなどの13人のフランス人、ミーゼスやハイエクなどのオーストリア学派、ドイツの社会学的な新自由主義を代表するレプケとリュストウ、市場経済の破壊的性格を論じた『大転換』の著者であるカール・ポランニーの弟で化学者・哲学者として著名なマイケル・ポランニーなど、26人が参加した。シンポジウムでは、ルージェエが提起したテーマに従って、「自由主義の衰退は内生的な要因によるものか?」、「自由主義の衰退の社会学的・イデオロギー的要因は何か?」、「自由主義国家が満たすべき条件は何か?」、「自由主義は社会問題に実質的に対応することができるか?」、「自由主義の再生のための理論的・実践的問題は何か?」などをめぐって討論が展開された。

<中略>

リップマン・シンポジウムの討議では、市場の価格システムは唯一有効な経済システムであることや国家の法的介入主義による市場経済秩序の再生などの課題について意見の一致をみたが、自由主義の衰退の内生的要因の理解にかかわる競争と独占の関係や、失業問題などの社会問題の発生と国家の「経済的」介入をめぐっては意見が鋭く対立した。

<中略> 総じて、国家介入の形式と可能性、その限界に関する問題がシンポジウム参加者の最大の関心事であったのである。ミーゼスも、ルージェエによる議論の総括を引き継ぐかたちで、今後の研究集会で「研究されるべき主要な問題が介入の可能性と限界の問題であることは明白である」と述べている。

<中略>

モンペルラン会議はハイエクの呼びかけによって1947年4月1日から10日までスイスのジュネーブ近郊のモンペルランで開催され、アメリカから17人、イギリスから8人、フランスからの5人を含む39人が参加した。出席者の大多数は、リップマン・シンポジウムにも参加したハイエク、ミーゼス、レプケ、リュストウ（リュエフは不参加）に加えて、シカゴ学派のミルトン・フリードマンやナイト、ディレクター、イギリス LSE（作問者注：ロンドン・スクール・オブ・エコノミクス）のロビンズ、ドイツの秩序自由主義のオイケン（フライブルク学派）などの経済学者で占められているが、法学者や歴史学者、マイケル・ポランニーとかカール・ポッパーのような哲学者もごく少数ではあるが参加している。

ヨーロッパで福祉国家、計画化、社会主義が進展する時代状況のなかで開催されたこの会議は、第二次世界大戦後における自由主義再生の知的・思想的運動の出発点となったものであるが、参加した新自由主義者たちは当時、各国の政策作成者になんの影響力ももたない立場にあって、孤立感と無力感を味わっていた。しかし、ハイエクとその周辺の人々は、古典的自由主義の衰退がその知的・概念的な欠陥に由来しており、この欠陥を見つけ是正する唯一の方法は基本的理念を共通する知識人からなる討議集団をつくることである、と信じていた。このモンペルラン会議への出席者を中心に、新自由主義の研究と政策立案のための国際的研究組織であるモンペルラン協会が、ハイエクを会長として設立された。モンペルラン協会は、世界各国に多数の会員と多くのシンクタンクを抱え、WTO（作問者注：世界貿易機関）などの国際機関および各国の政治家、企業家、研究者、ジャーナリストに対して知的・イデオロギー的影響力をもつ、グローバルなヘゲモニー機関にまで発展することになる。

会議の目的は、ハイエクが開会演説でのべているように、「自由主義哲学再構築のための知的交流」であった。会議では、ハイエクが開会演説で提起した5つの問題、すなわち、自由企業と競争的秩序との関連、歴史解釈と政治的教育との関連、ドイツの将来、ヨーロッパ連邦の可能性、自由主義とキリスト教に関して順次議論されたが、中心的に検討されたのはハイエク自身が基調報告をおこなった「自由企業と競争的秩序」についてであった。

ハイエクはこの基調報告のなかで、批判の対象を、民主主義社会における「政府統制の

拡大に向かう動き」(産業保護, 政府支援によるカルテルや農業保護)が「巨大な数の大衆の願望や偏見を満足させるべく拡大されるようになることはさけられない」傾向においている。この批判の力点は, 自由主義の再生をファシズムや社会主義への動きを批判しながら議論したリップマン・シンポジウムとは異なっている。彼の議論の焦点は, 競争的秩序を作り出すために国家の権力をどのように用いるべきか, というところに向けられている。彼は, 「19世紀の自由主義者たちの犯したおそらく最も致命的な戦術上の誤り」は「国家に与えられている権力をどのように用いるべきかという問題」が「深刻かつ重大な課題ではないという印象を与えてしまったことである」と指摘したうえで, 「競争は, ある種の政府の活動によって, これらがない時よりも, より一層有効かつ有益に働くものにさせ得るということ」を, 考察しなければならない一般的命題として提起する。要するに, 新自由主義における国家介入の原理と形態は, 「自由主義の基本的原理である競争, 市場および価格を秩序を与える原理として意識的に採用し, 競争をできる限り有効かつ有益なものにするために……, 国家によって強制される法律的枠組みを使用する一つの政策」, として定義されている。ここでは, 競争・市場・価格が「秩序を与える原理」として, したがって, 国家の介入を方向づける原理として理解され, 競争的秩序は国家の法的介入主義(強制される法律的枠組み)によって創出されるものとして把握されている。

ハイエクは, 競争的秩序のための法的介入として, カルテルや独占を規制する立法的枠組みとともに, 労働組合を普通法の中に取り込んで競争的な労働市場を復活させることを提唱している。また, リップマン・シンポジウムで争点の一つとなった, 国家の社会問題への介入への言及はほとんどなく, 累進所得税の効果については疑問視されている。モンペルラン会議とこれを主宰したハイエクは, 国家の介入の形態に関する研究を法的介入による競争的秩序のための制度的枠組みの構築として展開し, 国家の社会問題への介入を競争的秩序の妨げになるものとして拒絶したのである。しかも, 国家の法的介入の目的や範囲が議会制民主主義によって決められることは問われないか無視され, 国家の経済への法的介入は競争・価格という秩序形成の原理に基づいておこなわれるべきである, とされている。国家の役割のこのような再定義に, モンペルラン新自由主義の本質的性格が示されているのである。

モンペルラン協会の有力メンバーであり、台頭するシカゴ学派の主導者であるミルトン・フリードマンも「新自由主義とその展望」(1951)のなかで、戦後における自由主義の再生のための研究集団を「新自由主義」と呼ぶことに賛意を表明し、国家が果たすべき積極的役割についてハイエクと同じ理解を表明している。「新自由主義は、個人の根本的重要性に関する19世紀的自由主義の強調点を受け入れるが、この目的を達成する手段としての自由放任という19世紀的目標を、競争的秩序という目標と取り替えねばならない。……国家はシステムを管理し、競争に有利な諸条件を構築し、独占を防ぎ、安定した通貨枠組みを整え、過酷な悲惨や困窮を救済するであろう」。モンペルラン協会とシカゴ学派の究極的目的は、19世紀的自由主義に復帰することではなく、競争原理に基づく国家介入と法の能動的な秩序形成を通して、新自由主義を現代的諸条件により適合したものへと作り上げることであった。

1947年のモンペルラン会議は、競争的秩序と国家の介入の形態を中心に議論が展開され、最終的に会議での到達点をリップマン・シンポジウムの時と同じように声明文の形で総括することになった。声明文の草案を作成する委員として、ハイエクやオイケンなど6人が選ばれ、10項目からなる文書が提案された。そのなかには、「個人の自由は、有効な競争市場が経済活動の主要な調整機能を果たす社会においてのみ維持される」、「市場経済の衰退と社会の全体主義的な支配は必然的ではない」、「有効な競争秩序はそれに適応した法的・制度的枠組みに依存する」、「政府の活動は法の支配によって制限されるべきである」、「自由な社会の破壊に導いた知的誤りのうちで最も危険なものは歴史的決定論である」といった、モンペルラン新自由主義のコアにある理念と主張を端的に表明する項目が含まれていた。会議ではこの10項目草案について異議が続出し、結局は、ロビンズによって作り直された文章が1947年4月7日にモンペルラン協会の声明として採択された。この声明文は、現在の危機について診断した簡潔な前書きに続いて、モンペルラン新自由主義の研究課題や原理的な考え方をまとめた次の6項目から構成されている。

<中略>

これらの項目が、国家の介入による競争的秩序の構築といった新自由主義の主張を明確に表現していないとはいえ、競争に有益な国家機能の再定義や法の支配を確立する方法、

市場機能に敵対的でない国家による社会的ミニマムの基準など、国家の役割の再定義を中心に構成されていることは明らかである。

国家の役割の再定義を通して自由主義を再生させるという、リップマン・シンポジウムで提起された新自由主義の目標課題（アジェンダ）を長期的に一貫して理論と政策の両面で考察したのは、モンペルラン会議を主宰したハイエクであったように思われる。彼は『隷従への道』（1944）、および、それ以後の法体制と競争的経済秩序に関する一連の著作である『個人主義と経済秩序』（1949）、『自由の条件』（1960）、『哲学、政治学、経済学の研究』（1967）、『法と立法と自由』（1973、1976、1979）において、議会制民主主義と福祉国家の発展は法の支配の後退をもたらし、個人の自由を危機に陥れる全体主義への道につながる、という切迫感をにじませながら、有効な競争的秩序を作り出すための国家の法的介入および個人の自由の条件としての「法の支配」について研究している。

ハイエクの新自由主義思想を英語圏に普及させた『隷従への道』は、有効な競争体制と適切な法的枠組みとの関係の問題や、諸個人間の目的と活動を調整する方法としての競争の意義については簡単に指摘しただけであり、大半の叙述が、〈第二次大戦後における計画化と福祉国家の世界的普及がもたらす法の支配の衰退は、第一次世界大戦後のワイマールのドイツが経験したような全体主義の道を辿ることになるが、それを防ぐには法の支配の確保によって個人の自由の条件を維持せねばならない〉、という警告と宣言に当てられている。彼が法の支配の概念として説明している中身は、「形式的なルール（法）」と「実体的なルール」との区別、および、自由または自由主義と民主主義との区別、の二つである。前者は、法の支配によって想定される法（law）の概念である、一般的な状況に適用されるルールと、特定の状況や目的・必要を満たす法令（measures）または命令である恣意的なルールとの違いとして説明される。後者の区別は目的としての個人的自由と手段としての民主主義との違いとして説明されている。法の支配のこのような理解は、ワイマール期のドイツにおける民主主義的福祉国家の発展が法の支配を後退させている自由主義の危機を憂い、強い権威主義的国家の構築によって法の支配と健全な市場経済の回復を主張した憲法学者のカール・シュミットの用語と重なり合っていることがすでに指摘されている。〈中略〉



ハイエクは『隷従への道』のなかで、国家によって制定されるルールが法の支配の理念によって想定される一般的ルールであるべきことについて、次のように述べている。

「国家は、一般的な状況に適用されるルールのみを制定すべきで、時間と場所の状況に依存するすべてのことは、個人の自由に任せなければならない。というのも、それぞれの場に立っている個人のみが、その状況を十全に把握し、行動を適切に修正できるからである。そして個人のそういう知識が自らの計画の作成に有効に使われるためには、計画に影響を及ぼす国家の活動が予期できなければならない」。

ハイエクは、個人の自由の条件としての一般的ルールの意義を指摘したうえで、法の支配は一般的ルールが諸個人によって適用される結果に無関心であるべきことを強調する。実質的平等を要求し一般的ルールの適用の結果を修正する措置は、特定の状況や特定の団体の利益を優遇する恣意的なルールであって、個人の自由を侵害する、というのである。法の支配の達成は、20世紀における議会民主主義の定着という制約条件のもとで、国家の経済的介入（社会政策）や福祉国家をできるかぎり縮小させて、個人の自由のための領域としての市民社会と経済から解放された政治的領域としての国家との19世紀的な分離の復活を想定しているように思われる。しかし、民主的国家の有する実際の法律が議会と政府によって決定されるほかないとすれば、個人の自由の領域（経済的自由）と純粹に政治的な秩序との分離はいかに確保されうるのだろうか。

この問題は自由主義と民主主義との区別に関連する。この区別に関する分析は、『隷従への道』では簡単に指摘されたにとどまっており、その後ハイエクがなんども取り組む研究課題になっている。彼は、「自由な社会秩序はどうあるべきか」（1967）の中で次のように述べている。

「自由主義と民主主義は両立するが、同じものではない。前者は政府権力の範囲に関するものであり、後者はだれがその権力を掌握するのかに関するものである。それぞれの対抗概念を考えてみると、その違いがよくわかるだろう。自由主義の反対は全体主義であり、民主主義の反対は権威主義である。ということは、少なくとも理論上は、民主主義政府が全体主義であることは可能だし、権威主義政府が自由主義的規範に沿った行動をとることも可能はずだ。……[民主主義]は、……多数派に無制限の権力を与えることを主張し、

基本的に自由主義と対立するものとなる」。

ハイエクはここでシュミットと同じように、自由主義と民主主義は区別されるのみならず、鋭く対立する場合があることを指摘し、暗に、多数派に無制限の権力を与える民主主義（民衆政府または民衆主権）の可能性を排除ないし無力化することこそが国家による法の支配の維持と個人の自由の条件であること、全体主義に親近的な民主主義よりも政治的意思決定を独占した権威主義政府の方が自由主義に親近的であること、を示唆している。強い国家だけが有効な市場経済を作り出すことができる、という主張はハイエクとシュミットに共通している。新自由主義には、大衆の民主主義を押さえた強い国家による経済秩序の回復、というシュミットの主張が貫流している、と思われる。自生的秩序という言葉は、ハイエクの新自由主義の構築主義的性格から人々の目をそむける役割をしているように思われる。両者の違いは、シュミットが例外状態における「大統領の独裁」によって法の支配の回復と市民社会の脱政治化を展望したのに対し、ハイエクは福祉国家の解体による法の支配の回復を展望したことである。

では、どうすれば、民主主義による多数派の支配を退けて、国家による法の支配を達成できるだろうか。また、そのような国家はどのようにイメージされるだろうか。

一つは、自由を議論する論法を変え、そのような論法を大衆の日常的意識にまで浸透させることである。この点に関して、ハイエクは多数の文章を残しているが、例えば、『自由の条件』の中に、次のような指摘がある。

「それは通例『政治的自由』と呼ばれているものであり、政府の選択において、立法の過程において、また行政の管理において人びとが参加することをいう。それは、われわれの概念を全体としての人間の集団に適用することに由来するもので、一種の集合的自由を集団に与える。しかし、この意味での自由な国民は、必ずしも自由な人間からなる国民であるとはかぎらないし、個人として自由であるためには、人はこの集合的自由をわけあう必要もない」。

この引用文は、普通の人びとの法の制定や政権選択への参加といった政治的自由は、彼らにとって個人的自由の実質を構成するものではない、とまで言い切っている。ハイエクが提案する自由は、競争的市場秩序の転変の過程に投げ込まれた諸個人がもちうるささや

かな「経済的自由」である。この点に関してもたくさんの文章が残されているが、次のハイエクによる「真の個人主義と偽りの個人主義」(1945)の文章は、市場社会における大衆の選択の自由を一種の苦難として冷静に描いている。

「複雑な社会に生きる人間には、彼にとって社会過程の盲目的な諸力と見えるに違いないものに自己を適応させるか、もしくは上司の命令に従うかの二者択一しかありえない。彼が市場の厳しい規律しか知らない場合には、誰か他の知的な人間の頭脳による指令の方がよいと思うことは大いにあり得る。しかし一度ためしてみるならば、前者は彼に少なくとも何らかの選択の余地を残すものであるが、後者はそれをまったく残さないということ、またいくつかのあまり好ましくない選択肢の中から一つを選ぶ余地があることは、その中の一つを無理やりに選ばされることよりも勝っているということ、やがて彼は知るのである」。

ここで「複雑な社会」とは、予見可能な伝統的社会とは違って、「ある人の行為の影響がその人の視界の範囲をはるかに越えて広く及ぶ」社会であり、「個人は、誰が作ったのかわからない一見非合理的にともみえる社会の諸力に服従する必要がある」社会、という意味であるが、ハイエクは、物的福祉の保障では勝っているかもしれない計画化や福祉国家が個人の自由を侵害することを批判しながら、市場の非人格的な諸力を個人の自由と大衆の福祉の確保のための主要な手段として位置づけている。この文章は、新自由主義を信奉する“大司教”が政治的自由の権利を忘れて市場経済の変動に適応する仕方を選択する自由を学習するよう、大衆に向かって説教しているかのようである。自由を議論する論法が、政治的なものから経済的なものに転換されているのである。

多数派の支配を退けて国家による法の支配を達成するもう一つの方法は、競争的秩序が自生的に維持できない経済危機や権力を握った多数派（大衆）が国家の経済への介入（国有化や再分配政策）を強めて民主主義と市場経済が対立すれば、民主主義の機能を一時的に停止させて国家による法の支配を権威主義的政府によって回復させるやり方である。新自由主義の説く法の支配は、潜在的あるいは暗黙のうちに、「例外状態」を想定して民主主義を排除する権威主義によって法の支配と経済的秩序を守る、という論理を含んでいるのである。ハイエクは『法と立法と自由』第三部「自由人の政治的秩序」の第17章「立憲政

体モデル」の中で、「外敵が迫っているとき、謀反や無法な暴力が発生したとき、……正常時には誰も保有しない強制的な組織化の権力が誰かに与えられなければならない」例外状態が生じうることに言及し、「主権者とは例外状態に関して決定をくださる者である」という『政治神学』（作問者注：シュミット、1922）の文句に同意する文章を残している。しかし、法の支配が民主主義の一時的中断をともなう「非常事態」を論理的に含んでいることは、新自由主義のエリートには知られていても、大衆には理解しがたいことである。『モンペルランからの道』の編集者の一人は、このような民主主義のダブルスタンダード的解釈を、「新自由主義の裏表のある真理」と呼んでいる。

ディレクターやフリードマンに指導された1950年代以降のシカゴ学派は、独占は競争的秩序と民主主義に対立的であり、国家活動によって防止すべきである、という初期のモンペルラン協会やオーストリア学派（および秩序自由主義）と共有していた見解を変更し、独占は競争によって掘り崩される、独占の価格への影響は誇張される傾向がある、といった楽観的な独占肯定論を主張するようになる。そればかりではない。シカゴ学派の新自由主義は、国家と市場の区別を取り払うことによって、政治の大部分をあたかも市場過程であるかのような理論的革新を展開した。政治家は、投票者と同じように自分の効用の最大化を試みるものとして説明され、国家は市場がより効率的に提供できることを達成する劣った手段にすぎない、と説明された。また、自由は政治的な決定に参加する政治的自由から、欲求のための個人的努力を通して達成される自己実現の能力を意味するようになった。教育も、適格な民主的な市民を作る制度から、購入すべき商品として扱われるようになった。市民という概念は、国家サービスのお客様（取引相手）という意味しかもたなくなる。理論的には、国家は市場領域と区別されたものではなくなり、国家活動の大部分は市場化される。これが、シカゴ学派が描く「新自由主義的市場国家」のビジョンである。シカゴ学派は、ハイエクの体系が孕んでいた法の支配と民主主義とのジレンマ、市場社会と国家の分離と対立、あるいは民主主義の病理を強い国家（権威主義）によって抑制する必要性、といった問題を、政治の市場化という理論的革新によって解決を試みた、ということができる。

1970年代末に主導権を握った新自由主義は、「強い国家」による法的制度的介入を通して、

具体的には一連の規制緩和、民営化、市場化、自由化などによるゲームの規則の変化を通じて、さらなる競争的市場秩序の構築に努めた。サッチャー主義やレーガン主義には、市場競争の原理が国家の経済と社会への介入を方向づけるとともにそれを監視する、国家の法的介入を通して競争秩序が作り出される、そして、より有効な競争秩序を作るためには法的体制が絶えずバージョンアップされねばならない、という新自由主義のコアにある思想が脈打っているのである。国家介入の再定義と新自由主義とが一体のものであることを想起するならば、ケインズ主義的福祉国家に取って代わる国家は、何よりもまず、市場に有効な競争を作り出すため積極的に介入する新自由主義市場国家、あるいは新自由主義的法的介入主義国家として規定されねばならない。

このような法的介入主義は、経済競争がそのもとでおこなわれる枠組みまたはゲームの規則を構成する。経済競争がゲームの規則のもとで繰り広げられることを通して、競争秩序が行為事実的に構成される。この場合、競争は、それぞれが目標を立て戦略的に行動する経済主体（企業）の間関係を調整する様式として作用する（労使妥協による調整から競争による調整へ）。

出典：若森章孝「新自由主義と国家介入の再定義——リップマン・シンポジウムとモンペルラン会議——」  
『経済研究』（千葉大学）第27巻第2・3号（2012年12月）89～113頁

\*なお、本文は、問題文として適切な体裁になるよう必要な修正を施している。





